

○旭川工業高等専門学校における慶弔の際の祝電，弔電及び供花等に関する取扱基準
(平成23年3月8日 校長裁定)

旭川工業高等専門学校における慶弔の際の祝電，弔電及び供花等に関する取扱基準

1 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における慶弔の際の祝電，弔電及び供花等については，次の基準により取り扱うものとする。

区 分	対 象	表 意 者
祝 電	1. 文部科学省，各国立大学法人，国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）等の慶事に際し，その旨案内のあったものうち，校長又はこれに準ずる者が出席できない場合 2. 本校の教職員又は元その職にあった者が褒章，叙勲等を受章し，又はこれらに準ずる賞を受賞した場合 3. その他校長又は事務部長が特に必要と認めた場合	校長 校長 校長又は事務部長
弔 電	次の者が逝去した場合 1. 機構役員及び各高等専門学校の校長 2. 本校教職員 3. 本校教職員の配偶者，子又は父母 4. 本校名誉教授 5. 元本校教職員 6. 本校学生 7. その他校長又は事務部長が特に必要と認めた場合	校長 校長 校長 校長 校長 校長 校長又は事務部長
供 花	次の者が逝去した場合 1. 本校教職員 2. 本校教職員の配偶者，子又は父母 3. 本校名誉教授 4. 元本校教職員 5. 本校学生 6. その他校長又は事務部長が特に必要と認めた場合	校長 校長 校長 校長 校長 校長又は事務部長
弔 辞	次の者が逝去した場合 1. 名誉教授 2. その他校長が特に必要と認める場合	校長 校長

2 「教職員」とは，常勤教職員及び常勤教職員に準ずる勤務形態の非常勤職員をいう。

- 3 供花は、遺族から辞退の申し出等があった場合は、実施しない。
- 4 弔辞は、原則として遺族から要望があった場合に作成するものとする。なお、弔意を表するに当たっては、表意者が指名する者に代読させることができるものとする。
- 5 表意者が必要と認めた場合は、弔辞を弔電に代えることができるものとする。
- 6 本校学生の保護者に係る慶弔に関する取扱は、本校後援会慶弔内規によるものとする。

附 則（平成23.3.8）
この基準は、平成23年3月8日から施行する。